

法人市民税法人税割の税率改正について

平成 28 年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率が引き下げられることとなりました。

この改正を踏まえ、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、本市における法人市民税法人税割の税率を下記のとおり引き下げますことから、申告書の作成にあたり、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

今回の改正は、令和 2 年 5 月提出分の予定申告から適用されます。

記

1 法人市民税法人税率の税率

対象事業年度	税率
令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度	9.7% (改正前)
令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	6.0% (改正後)

2 予定申告における経過措置

この税制改正に伴い、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに開始する最初の事業年度の予定申告の法人税割額は、「前事業年度法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数」とする経過措置が講じられます。

(通常は「前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数」です。)

対象事業年度	予定申告の法人税割額の計算
令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数
令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに開始する事業年度	前事業年度の法人税割額 × 3.7 (経過措置) ÷ 前事業年度の月数
令和 2 年度 10 月 1 日以後に開始する事業年度	前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数